

シンポジウム実施報告

「因果関係の主張・立証—高度の蓋然性・相当程度の可能性と損害論—」

第二東京弁護士会会員・東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 榎園 利浩 (55 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、医療関係事件に関する訴訟技術（主張整理方法、立証方法等）及び審理方法の調査・検討・研究・改善等を行うことを目的として活動する協議会であり、その活動の一環として、例年1月ころに、主に医療訴訟に関心のある弁護士に向けたシンポジウムを実施している。

2024年度は、本稿のタイトルにも記載したとおり「因果関係の主張・立証—高度の蓋然性・相当程度の可能性と損害論—」というテーマで、以下のとおり実施された。

【日時】2025年1月21日（火）18時から20時ころまで

【場所】弁護士会館2階講堂クレオBC

【内容】◆基調講演

早稲田大学 山口 斉昭 教授

東京地方裁判所民事第35部（医療集中部）

森 健二 部総括判事

◆パネルディスカッション

〈パネリスト〉

早稲田大学 山口 斉昭 教授

東京地方裁判所民事第35部（医療集中部）

森 健二 部総括判事

蒔田 寛 弁護士（第二東京弁護士会）

野尻 昌宏 弁護士（第一東京弁護士会）

〈コーディネーター〉

木崎 孝 弁護士（第二東京弁護士会）

五十嵐 裕美 弁護士（当会）

医療訴訟において、因果関係は、過失とともに争われることが多い争点の1つであるところ、「高度の蓋然性」をどのような証拠に基づいて立証するのかという点が実務的な課題となっている。また、最高裁は、因果関係について、現実に発生した具体的結果を前提として判断するとして、

高度の蓋然性が否定されても結果を回避できた「相当程度の可能性」がある場合には、それ自体を保護法益として慰謝料の請求を認めた。しかし、最高裁判決の意味内容や射程範囲を巡っては、なお議論が多いところである。

そのようなことを前提とし、本シンポジウムでは、まず、基調講演として、不法行為法を専門とされる山口教授から、訴訟における因果関係の考え方につきご解説いただいたうえで、前記最高裁判決（補足意見を含む）やその他の最高裁判決等に触れていただきながら、期待権論と「相当程度の可能性」理論につき、詳細なご講演をいただいた。

次いで、森判事から、医療集中部の判事として通常行っている因果関係の認定手法につきご紹介いただき、さらに、複数の類型ごとにどのような認定を行っているかについてまで具体的にご解説いただき、加えて、裁判例のご紹介と損害額の算定に関するご見解についてもご紹介いただいた。

それから、コーディネーターの木崎弁護士と五十嵐弁護士による進行のもとで、上記の各基調講演を振り返った後に、蒔田弁護士と野尻弁護士が中心となり、山口教授と森判事にも加わっていただく形で、パネルディスカッションが行われた。そこでは、蒔田弁護士から、医療機関側代理人の立場で、訴訟において通常行っている因果関係の争い方をご紹介いただいたうえで相当程度の可能性の理論の射程範囲等につきご意見いただいたり、一方、野尻弁護士からは、患者側代理人の立場で、高度の蓋然性の証明のハードルの高さに関する問題意識につきご意見いただいたりすることができ、非常に濃密な意見交換の場となっていた。

事前に内容の濃い資料も配布されており、ご参加いただいた各弁護士には、得られるところの多いシンポジウムになったのではないかと考えている。

なお、当協議会では、2026年2月にも例年どおりシンポジウムを実施することを予定している。